

横浜市旭公会堂の 指定管理者公募要項等に関する質問書

令和 8年 6月 15日

項目	(公募要項または資料名・ページ・項目) 関連資料 p.13 「3 自主事業（A型及びB型）の実施」
内容	「旭公会堂は令和 8 年 5 月 15 日現在、興行場法の取得に向け手続きを進めています。」と記載がございますが、興行場法の取得前提で自主事業計画書を作成してよろしいでしょうか。もしくは、旭公会堂において、月 5 回以上の興行の利用が考えられる月を考慮した上で作成した方がよろしいでしょうか。
回答	令和 8 年 6 月 15 日現在、横浜市旭公会堂における興行場法に基づく手続きを完了しており、同法の適用を受けています。そのため、自主事業計画書を御作成いただけます。なお、当該資料の文言も併せて修正をいたしました。